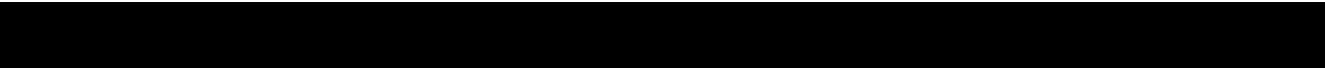




SPAN関連業務の概要

株式会社日本証券クリアリング機構

平成21年12月



1 . 用語の説明

クリアリング機構：株式会社日本証券クリアリング機構

東証：株式会社東京証券取引所

清算参加者：国債先物等清算参加者、指数先物等清算参加者及び
有価証券オプション清算参加者

非清算参加者：東証の取引参加者（総合取引参加者、国債先物等取引参加者、指数先物等
取引参加者及び有価証券オプション取引参加者）のうち清算資格を有しな
い者

C M F 端末：清算参加者標準端末（清算参加者がクリアリング機構との間の各種申告・照
会事務を行うために、設置している端末。）

T a r g e t：東証が構築した書類の授受を電子的に行うことができるネットワークシス
テム。

J S C C サイト：T a r g e t のなかで、クリアリング機構が運営するサイト。

S P A N 及び P C - S P A N は、C M E に登録された商標
です。この資料における使用は許諾されていますが、C M E
は、いかなる者もしくは団体による S P A N の利用につい
て、一切の責任を負いません。

2. 業務フロー ～通常時～

15:00(15:10)		午後立会終了
～ 16:15	(クリアリング 機構)	S P A Nリスク・パラメーター・ファイルをC M F 端末及びJ S C Cホームページ等にアップロード
	(清算参加者・ 非清算参加者)	上記ファイルをC M F 端末又はクリアリング機構 ホームページ等からダウンロード（他社清算参加者 は非清算参加者にS P A Nリスク・パラメーター・ ファイルを交付）
17:00	(クリアリング 機構)	清算参加者の建玉確定（通常建玉）
	(クリアリング 機構)	清算参加者の自己分の証拠金所要額の計算
～ 17:40	(クリアリング 機構)	清算参加者の自己分の証拠金所要額をC M F 端末 にアップロード
	(清算参加者)	上記情報をC M F 端末等において確認、取得
	(非清算参加者)	証拠金所要額（自己分及び委託分の合計）について 指定清算参加者が指定する時限までに、指定清算参 加者に申告
～ 18:30	(清算参加者)	取引証拠金所要額（委託分及び非清算参加者分の取 引に係る所要額の合計）についてC M F 端末を通じ てクリアリング機構に申告
19:00	(クリアリング 機構)	訂正情報反映後の建玉確定（当日最終建玉） 清算参加者の自己分の証拠金所要額（訂正反映後） を計算
～ 19:30	(クリアリング 機構)	清算参加者の自己分の証拠金所要額（訂正反映後） をC M F 端末にアップロード
	(清算参加者)	上記情報をC M F 端末において確認、取得

3 . 各業務の説明

(1) S P A Nリスク・パラメーター・ファイルのダウンロード

S P A Nによって証拠金所要額を計算するためには、計算の前提条件をレコードとして収めたS P A Nリスク・パラメーター・ファイルが必要になります。S P A Nを採用している取引所や清算機関は、毎日このファイルを作成して、W E Bサイトなどにアップロードしています。各取引所や清算機関の参加者は、このファイルをダウンロードし、P C - S P A N等の証拠金計算を行うアプリケーションに読み込んで、証拠金所要額を算出しています。

クリアリング機構でも、クリアリング機構用のS P A Nリスク・パラメーター・ファイルを作成して、毎日16時15分までにC M F 端末及びクリアリング機構のホームページにアップロードいたします。清算参加者及び非清算参加者は、C M F 端末やインターネット端末からS P A Nリスク・パラメーター・ファイルをダウンロードし、P C - S P A N等のアプリケーションに読み込ませていただくことになります。

なお、クリアリング機構のホームページからのダウンロードに関しましては、S P A Nリスク・パラメーター・ファイルをアップロードする場所（ディレクトリ）を固定していますので、適切なアプリケーションをお使い頂ければ、人手を介さず自動的にダウンロードできます。

さらに、特に希望される場合には、直結電送（建玉残高データ等の伝送に利用している全銀手順によるファイル伝送サービス）により有償で取得することも可能です。詳細につきましては、クリアリング機構企画業務グループ（03-3665-1381）までお問い合わせください。

S P A Nリスク・パラメーター・ファイルは、基本的には、証拠金計算当日のファイルを証拠金計算当日に使うものですが、必要に応じて過去のファイルも取得できるよう、クリアリング機構のホームページでは、5営業日分程度を蓄積いたします。

(2) 清算参加者の自己分の証拠金所要額の取得

クリアリング機構で計算する清算参加者の自己分に係る証拠金所要額情報について

は、毎日17時40分頃からCMF端末上で閲覧可能になります。

清算参加者の自己分に係る証拠金所要額については、クリアリング機構でも計算し、その額をCMF端末上にてお知らせいたしますが、各清算参加者の委託分に係る証拠金所要額については、各清算参加者の責任において計算していただく必要があります。

なお、委託分に係る証拠金所要額の計算を行う場合には、PC-SPANを利用するか、独自のシステムを構築するか、もしくは独自にシステムを構築した者に計算を委託するか、いずれかを選択する必要があります。

また、清算参加者の自己及び委託分に係る先物商品の差金情報、オプション商品の代金情報及び先物・オプション取引のギブアップ・テイクアップ訂正差金・代金情報については、CMF端末上の「総括清算表」、「参加者別引直差金・更新差金情報」及び「オプション取引代金・権利行使差金情報」からご覧いただけます。

（3）非清算参加者から清算参加者への証拠金所要額の申告

非清算参加者分の取引（非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引）に係る証拠金は、非清算参加者が清算参加者に差し入れ又は預託し、清算参加者がクリアリング機構に預託することとしているため、非清算参加者は、清算参加者が非清算参加者分の取引に係る証拠金所要額を把握できるよう、清算参加者に証拠金所要額を申告する必要があります。

非清算参加者は、清算参加者の指定する時刻までに、非清算参加者分の取引に係る証拠金所要額（自己分の証拠金所要額と顧客ごとに計算した証拠金所要額の合計額とを合算した額）を清算参加者に申告してください。

なお、各非清算参加者の自己分及び委託分に係る証拠金所要額については、各非清算参加者の責任において計算していただくこととなります。自己分及び委託分に係る証拠金所要額の計算を行う場合には、PC-SPANを利用するか、独自のシステムを構築するか、もしくは独自にシステムを構築した者に計算を委託するか、いずれかを選択する必要があります。

（4）清算参加者からクリアリング機構への取引証拠金所要額の申告

清算参加者は、18時30分までに委託分及び非清算参加者分の取引に係る取引証拠金

所要額（顧客ごとに計算した証拠金所要額の合計額と非清算参加者ごとの取引証拠金所要額とを合算した額）を C M F 端末によりクリアリング機構に申告してください。

（ 5 ）各種訂正に伴う取引証拠金所要額等の変更

自己・委託区分訂正又は過誤訂正（以下単に「訂正」という。）に伴い、取引証拠金所要額に変更が生じた場合の各対応は、以下のとおりです。

非清算参加者の取引証拠金所要額について

非清算参加者は、東証への訂正の申告に伴い、既に清算参加者に申告した取引証拠金所要額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の取引証拠金所要額を清算参加者に申告してください。

清算参加者の自己分の取引証拠金所要額について

17 時までに清算参加者が東証に申告し、処理された訂正に伴い取引証拠金所要額に変更が生じた場合は、17 時 40 分頃に閲覧可能となる C M F 端末の該当画面には変更後の取引証拠金所要額を表示し、17 時以降に清算参加者が東証に申告し、処理された訂正に伴い取引証拠金所要額に変更が生じた場合は、19 時 30 分頃から C M F 端末の該当画面に、変更後の取引証拠金所要額を表示いたします。

清算参加者の委託分及び非清算参加者分の取引に係る取引証拠金所要額について

清算参加者は、自らが行った訂正申告に伴い委託分に係る取引証拠金所要額に変更が生じた場合及び非清算参加者から取引証拠金所要額の変更の申告を受けた場合は、変更後の取引証拠金所要額を 18 時 30 分までに、C M F 端末によりクリアリング機構に申告してください。

なお、止むを得ない事情により、18 時 30 分までに申告が間に合わない場合及び 18 時 30 分以降に取引証拠金所要額に変更が生じた場合には、クリアリング機構（03-3665-1381）まで御連絡ください。

取引翌日に、取引証拠金所要額に変更が生じた場合について

非清算参加者は、取引翌日に前日分の取引証拠金所要額の変更が生じた場合は、速やかに清算参加者に変更内容を連絡してください。

清算参加者は、取引翌日に前日分の取引証拠金所要額（非清算参加者分の取引に係る取引証拠金所要額を含む。）の変更が生じた場合は、速やかにクリアリング機構

（03-3665-1381）まで連絡のうえ、「委託分の取引証拠金所要額訂正申告書」をFAX（03 3666 0971）にて御提出ください。なお、「委託分の取引証拠金所要額訂正申告書」は、Target J S C Cサイトのフォーマット集に掲載しておりますので、御参照ください。

4．業務フロー ～緊急取引証拠金発動時～

清算参加者は、午前立会において相場（長期国債先物又はT O P I X先物の値段）が予め定められた範囲を超えて変動した場合、その他クリアリング機構が必要と認めた場合は、緊急取引証拠金を預託することとなりますが、その際の業務フローは、以下のとおりとなります。なお、顧客及び非清算参加者については緊急取引証拠金の適用はありません。

11:00		午前立会終了
11:05	（クリアリング機構）	T a r g e t J S C Cサイト等により緊急取引証拠金の発動を通知
～ 12:30	（クリアリング機構）	緊急取引証拠金用S P A Nリスク・パラメーター・ファイルをC M F 端末及びクリアリング機構ホームページ等にアップロード
～ 12:30	（クリアリング機構）	C M F 端末により緊急取引証拠金所要額及び過不足額を通知
～ 16:00	（清算参加者）	緊急取引証拠金（不足額）を預託

（この時間以降は、通常時の業務フローが入ります。2ページを参照してください。）

（1）緊急取引証拠金所要額の算出

緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額（前場終了時点の清算参加者の自己建玉に係るS P A N証拠金額からネットオプション価値の総額を差し引いた額）に、清算参加者の自己及び委託並びに非清算参加者分の取引に係る先物取引差金相当額（緊急清算値段（指数）を基に、その日の午前立会（イブニング・セッションを含む。）に行われた取引の引直差金及び前日の建玉の更新差金に相当する額）及びオプション取引代金相当額（その日の午前立会（イブニング・セッションを含む。）に行われたオプション取引の取引代金）を加減して算出されます。したがって、緊急取引証拠金の場合、委託

建玉に係るS P A N証拠金額については、計算する必要はありません。

（2）緊急取引証拠金の発動基準

クリアリング機構は、先物取引の相場が大きく変動し、以下a又はbいずれかの基準に該当した場合、緊急取引証拠金を発動します。

- a 長期国債先物取引の限月取引のうちクリアリング機構の定めるもの（以下「緊急取引証拠金基準限月（長期国債先物取引）」といいます。）の午前立会終了時の約定値段（特別気配を含む。）と当該限月取引の前取引日の清算値段との差が、長期国債先物グループのプライス・スキャンレンジ基準値を超えた場合
- b T O P I X先物取引の限月取引のうちクリアリング機構の定めるもの（以下「緊急取引証拠金基準限月（T O P I X先物取引）」といいます。）の午前立会終了時の約定指数（特別気配を含む。）と当該限月取引の前日の清算指数との差が、T O P I X先物グループのプライス・スキャンレンジ基準値を超えた場合

なお、緊急取引証拠金が発動された場合は、以下の方法により通知いたします。

T a r g e t J S C Cサイト及びクリアリング機構ホームページ
取引証拠金等に関する連絡先として届出されたF A X番号あてのF A X通知
C M F端末の「連絡メッセージ」

また、緊急取引証拠金基準限月の交代については、交代日前日の夕方にT a r g e t J S C Cサイトに掲載します（緊急取引証拠金基準限月は、原則として、清算値段及び清算指数の算出に係る中心限月取引と同一とします。）

（3）緊急取引証拠金所要額及び過不足額

クリアリング機構で計算する緊急取引証拠金所要額及び証拠金過不足情報については、12時30分頃からC M F端末上で閲覧できるようになります。清算参加者は、C M F端末において当該情報を閲覧し、内容を確認していただくことになります。

（ 4 ） 緊急取引証拠金の預託

清算参加者は、自己分の取引証拠金の預託額が、緊急取引証拠金所要額に満たない場合は、当該不足額以上の額を自己分の取引証拠金として、当日の 16 時までにクリアリング機構に預託しなければなりません。緊急取引証拠金は、通常取引証拠金と同様、その全額について代用有価証券により預託することができます。

5 . 参考資料

➤ 障害発生時の対応について

（先物・オプション取引に係るコンティンジェンシー・プランについて）

<http://www.jfcc.co.jp/sakimono/contingency.html>

➤ SPAN リスク・パラメーター・ファイルの仕様について

（SPAN リスク・パラメーター・ファイルとは）

http://www.jfcc.co.jp/sakimono/span_file.html

➤ SPAN パラメーターの設定について

（各種 SPAN データの取得）

http://www.jfcc.co.jp/sakimono/span_data.html

➤ 証拠金算出に係るポジション認識期間について

（証拠金とは）

<http://www.jfcc.co.jp/sakimono/shokokin.html>

< お問合せ先 >

株式会社日本証券クリアリング機構 企画業務グループ

TEL 03 - 3665 - 1381

e-mail info@jfcc.co.jp